

様式2

生産行程管理業務規程

作成日：平成27年11月30日

更新日：令和3年3月31日

1 作成者

住所（フリガナ）：シズオカケン フ ジ マ エ ダ アザシンデン
(〒416-0937) 静岡県富士市前田字新田866-6

名称（フリガナ）：タゴ ウラギョギョウキョウドウクミアイ
田子の浦漁業協同組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 志村 正人

ウェブサイトのアドレス：<http://tagonoura-gyokyo.jp/>

2 農林水産物等の区分

(1) 区分名：第4類 水産物類

区分に属する農林水産物等：魚類（しらす）

(2) 区分名：第7類 水産加工品類

区分に属する農林水産物等：加工魚介類（釜揚げしらす）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：タゴ ウラ
田子の浦しらす、Tagonoura Shirasu

4 明細書の変更

生産者団体 田子の浦漁業協同組合(田子の浦漁協)は、法第16条第1項の変更の登録を受けた時は、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

漁場・漁獲の方法・水揚地・最終製品の確認

静岡県のしらす漁は各漁協に漁場が決められており、各漁協の漁場ではその漁協所属のしらす漁船でしか操業できないことになっている。「田子の浦しらす」の生産地(漁場)で漁獲できるのは、田子の浦漁協所属のしらす漁船(生産者)だけであり、そのしらすは田子の浦港(漁港区)にしか水揚げ出来ない。よって田子の浦漁協所属のしらす漁船が田子の浦港(漁港区)へ水揚げされたしらすは全て「田子の浦しらす」の漁場から漁獲された物である。

また、田子の浦漁協に所属するしらす漁船は、全てしらす一艘船曳網の漁船であり、他の漁法によるしらすの漁獲は不可能である。

このことから、しらす漁船が田子の浦港(漁港区)に帰港し、しらすの水揚げをする際、田子の浦漁協の職員が立会い、搭乗している乗組員及び船名により田子の浦漁協所属の一艘船曳網漁船であることを目視確認することで、明細書に記載の漁場・漁法を遵守しているか否か確認する。

また、漁協職員は、当該漁船から水揚げされたしらすについて、しらすの色、形状、鮮度管理に使用されている氷の量等を目視で確認し、明細書に記載の鮮度管理が遵守されているか否かを確認し、最終製品を確認する。

以上の確認で適正（明細書に記載の漁場・漁獲の方法・鮮度管理・最終製品の各基準を満たしている）と判断されたしらすは、地理的表示である「田子の浦しらす」及び登録標章の札を付けて、入札にかけることができる。

6 明細書適合性の指導

田子の浦漁協は、5の確認の際に明細書に記載の漁場・漁獲の方法・鮮度管理・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、「田子の浦しらす」としての出荷を停止することができる。その場合は、漁船上で調査を行うとともに、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、田子の浦漁協は当該生産者に「田子の浦しらす」の取り扱いを一定期間禁止することもできるものとする。

また、田子の浦漁協は、明細書や生産行程管理業務規程について、年に一回以上しらす一艘船曳網の漁業者に対する講習会等の説明の機会を設け、各漁業者が明細書に記載された生産方法の各基準を遵守するよう指導するとともに、入札に参加する事業者に対してもしらす（生食用にそれを凍結するものを含む。）の流通に当たり、適切な鮮度保持に留意して取り扱うとともに、釜揚げしらすについても「田子の浦しらす」の特性の保持を図るよう、取扱事業者との会合時等の機会等において適宜啓発を図る。

7 地理的表示等の使用の確認

田子の浦漁協は入札にかける前に、明細書に記載の漁場・漁獲の方法・鮮度管理・最終製品の各基準をいずれも満たしているしらすにのみ、地理的表示である「田子の浦しらす」及び登録標章の使用をしているか否かを確認する。また、以下のしらすがあるか否かについても確認する。

- ① 明細書に記載の生産地・漁法・鮮度管理・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないしらすであるにも係わらず、地理的表示である「田子の浦しらす」及び登録標章を使用しているしらす
- ② 地理的表示である「田子の浦しらす」のみを使用しているしらす
- ③ 登録標章のみを使用しているしらす
- ④ 地理的表示である「田子の浦しらす」に類似する表示、または登録標章に類似する標章が使用されているしらす

なお、「田子の浦しらす」の取引の結果として、仕切書に船名（生産者）・水揚げ量・購入者名を記録し保管する。

8 地理的表示等の使用の指導

田子の浦漁協は、前記7の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、使用者（生産者）に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、田子の浦漁協は当該生産者に「田子の浦しらす」の取り扱いを一定期間禁止することもできるものとする。

- ① 明細書に記載の生産地・漁法・鮮度管理・最終製品の各基準をいずれかを満たしていないしらすであるにも係わらず、地理的表示である「田子の浦しらす」及び登録標章を使用している場合
- ② 地理的表示である「田子の浦しらす」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「田子の浦しらす」に類似する表示、または登録標章に類似する標章が使用されている場合

また、田子の浦漁協は、しらす一艘船曳網の漁業者に対し、6の講習会等の説明の機会に合わせ地理的表示等の適正な表示についても指導するとともに、入札に参加する事業者に対してもしらす及び釜揚げしらすの適正な地理的表示等の使用を行うよう、取扱事業者との会合時等の機会等において適宜啓発を図る。

9 実績報告書の作成等

田子の浦漁協は、1月1日から12月31日までを一年度として、年度終了後1カ月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
田子の浦漁協が作成した確認記録書
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

田子の浦漁協は、前記9において提出した資料に加え以下の書類を、田子の浦漁協に、その提出の日から5年間保存するものとする。

- ・仕切書

11 連絡先

